明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○法務省告示第五百七十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

題名中「（二に係る部分に限る。）」を削る。

第二条中「（二に係る部分に限る。）」を削り、「次の表の」の下に「二の項からチの項までの」を加える。

第三条第二号の表資格の項中「技術及び特定活動」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

別表第二の第三号中「自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」を「自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」に改め、同表中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省告示第五百七十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

題名中「（二に係る部分に限る。）」を削る。

第二の三中「5まで」を「4まで」に改め、同六を次のように改める。

六　削除

第三の三を次のように改める。

三　削除

第三の四及び五本文中「一から三まで」を「一又は二」に、同五の2の表資格の項中「技術及び特定活動」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

第五の二の3中「自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」を「自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」に改め、同4を削り、同5を同4とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省告示第五百七十八号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき定める法律の規定は別表第一に定めるものとし、補助金の交付その他の支援措置は別表第二に定めるものとする。

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この告示の施行の日前においても、この告示の規定を適用する。

別表第一

一　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項

三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項又は第十一条第一項

四　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項

五　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項

六　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項

七　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項又は第十六条第三項

八　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項又は第六条第一項

九　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四条第一項

十　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項又は第七条第一項

十一　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第四条第一項又は第六条第一項

十二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項又は第二十六条第一項

別表第二

1　総務省関係

一　情報通信技術研究開発推進費（委託）

二　消防防災科学技術研究推進制度

三　戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）

四　電磁波センシング基盤技術の研究開発

五　ネットワーク基盤技術の研究開発

六　未来ICT基盤技術の研究開発

七　ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発

八　ICTイノベーション創出チャレンジプログラム

2　文部科学省関係

一　宇宙輸送システム

二　オーダーメイド医療の実現プログラム

三　海洋鉱物資源探査技術高度化

四　海洋資源・エネルギーの探査・活用技術の研究開発

五　海洋生物資源確保技術高度化

六　科学研究費助成事業（科研費）

七　感染症研究国際ネットワーク推進プログラム

八　気候変動適応戦略イニシアチブ

九　研究成果展開事業

十　減災実験研究領域

十一　高性能汎用計算機高度利用事業

十二　国際宇宙ステーション開発費補助金

十三　国際科学技術共同研究推進事業

十四　国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進等

十五　地震調査研究推進本部関連事業

十六　地震防災研究戦略プロジェクト

十七　次世代IT基盤構築のための研究開発

十八　次世代がん研究戦略推進プロジェクト

十九　社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発

二十　重粒子線を用いたがん治療研究

二十一　数学・数理科学と他分野の連携拠点形成支援プログラム